

1 総論

ここでは、技術指針を策定するにあたり、技術指針の目的や位置付け、適用範囲を整理します。

1-1 技術指針策定の目的

「おもてなし日本一のまち・宇都宮」を標榜する本市には、初めて宇都宮市を訪れた方に対して、誰にでもわかりやすい街の案内・誘導が不可欠です。

また、近年は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法／平成12年11月）」、同時に施行された移動円滑化基準に基づき、旅客施設等における移動円滑化のための標識等について、法的拘束力に基づく施設整備が実施されるようになりました。このような状況の中で、宇都宮市では平成18年7月「宇都宮市公共サイン整備方針」を策定しています。

そしてこのたび、「宇都宮市公共サイン整備方針」に基づき、より具体的なサイン整備の指針を示し、市全域における統一的なわかりやすさを確保することを目的として「宇都宮市公共サイン技術指針」をまとめました。

本技術指針は、標識令等関係法令、また観光活性化標識ガイドライン（H17.6国土交通省）等をふまえ、主に観光を目的として情報提供を行う案内地図サイン・施設誘導サインについて、配置や表示方法、本体デザインなど、市全域において共通性を確保すべき項目についての基準を示しています。

歩行者系のサインについては、「4-6 案内地図サイン本体標準仕様（P.31）」「5-3 施設誘導サイン本体標準仕様（P.36）」に基づき整備を行うこととします。

車両系のサインについては、基本的には標識令等関係法令および「宇都宮市公共サイン整備方針」に基づき整備を行います。本技術指針では「2-1 サインシステム（P.12）」、「7-2 車両の施設誘導の考え方（P.47）」に参考として考え方を記載しています。

街の魅力づくりは、街のわかりやすさが確保された上で実現されるものです。技術指針に基づく一貫したサイン整備を行うことで、街の魅力づくりの一助となるものと考えています。

1-2 対象とするサインの種類

ここでは、公共サインの主な種類と、その中で技術指針の対象となるものを示します。

歩行者系公共サイン

地図案内サイン (技術指針対象)

地図等により、ある範囲の全体（位置関係）を案内するサイン。
広域案内地図・市街地案内地図・駅周辺案内地図等がある。



施設誘導サイン (技術指針対象)

矢印等により、施設等の方向やルートを示すサイン。



位置サイン

名称やピクトグラムにより、施設等の位置を示すサイン。



説明サイン

施設等の内容を説明するサイン。



方面方向案内標識

方面方向（行き先）を案内する標識。



著名地点案内標識 (技術指針参照)

著名な地点・公共施設等を誘導する標識。



市境記名標識

宇都宮市内に到着したことを知らせる記名標識。



車両者系公共サイン（道路標識）

1-3 技術指針の適用範囲

歩行者系案内地図サイン・歩行者系施設誘導サイン（P.05）のうち、道路上に設置・管理されるものを対象とする。

本技術指針は、歩行者系案内地図サイン・歩行者系施設誘導サインのうち、道路上に設置・管理されるものを対象とします。また、交通施設敷地や公園内等、公共性の高い施設の敷地内に設置されるものについても、指針を参照するものとします。

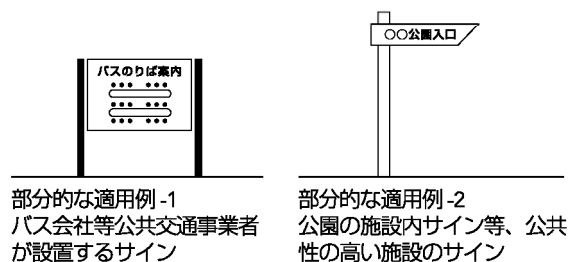
ただし、標識令に規定された標識や、避難場所案内図のような独自のサインシステムを持つサインについては、適用除外とします。

指針に準拠するもの

- ・道路管理者が管理する、道路上の施設誘導サイン
- ・市等が道路を占有して設置・管理するサイン

指針を参照するもの

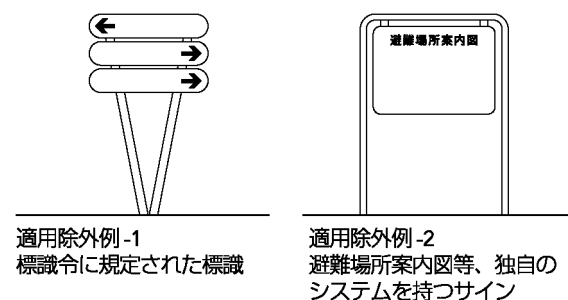
- ・公共交通事業者が、交通施設敷地内に設置・管理するサイン
- ・公園管理者・公共施設管理者等が、施設敷地内に設置・管理するサイン



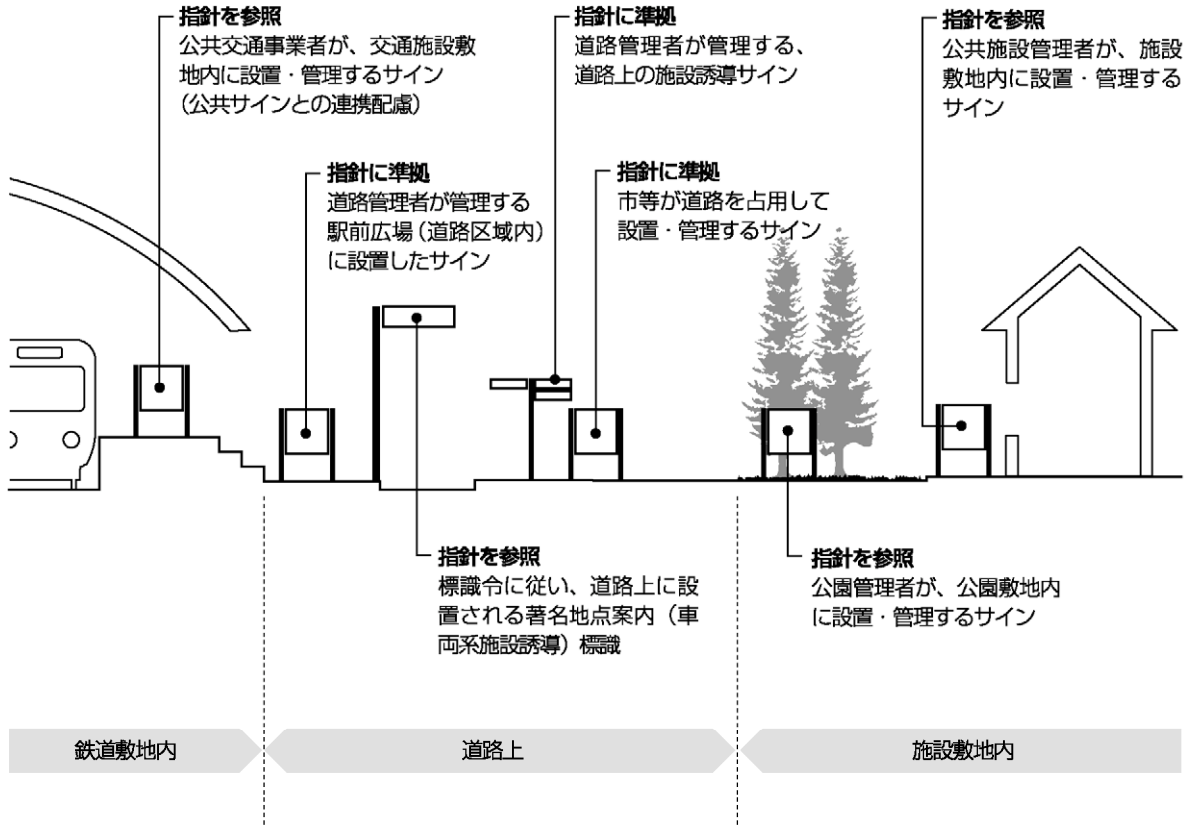
- ・標識令に従い設置される著名地点案内（車両系施設誘導）標識
「2-1 サインシステム（P.12）」、「7-2 車両の施設誘導の考え方（P.47）」を参照。

適用除外

- ・標識令に規定された標識
- ・避難場所案内図・住居表示板等、独自のシステムを持つ表示板等



技術指針の適用範囲



技術指針の利用方法

本技術指針は、整備者が市の場合は整備の基準として、また、整備者が市以外の場合は、関係機関への協力を働きかける際の手引書として利用するものとします。

